

令和4年度 第2回

日進市国民健康保険運営協議会議事録

令和5年2月7日（火）

日進市役所 4階 第1会議室

【出席委員】

萩野 知華江
関根 聖美
宮田 恒治
金山 和広
青山 雅道
牧 秀次
鈴村 すま子

【欠席委員】

土岐 由香理
山田 翔
加藤 尚美

【事務局】

健康福祉部長
健康福祉部参事
健康福祉部保険年金課長
同主幹
同国保年金係長

川本 賀津三
伊東 あゆみ
宇佐美 香津美
嶋崎 典佳
菅原 美智子

【傍聴者】

2名

《議事》開会13時30分

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回日進市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の進行を努めさせていただきます、保険年金課長の宇佐美です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席者は7名で、本協議会の成立要件である、国民健康保険条例第2条第1号から3号に規定する各代表の委員の1名以上の出席及び、委員定数の過半数の者の出席に関しましては、いずれも満たしていることをご報告いたします。</p> <p>はじめに、本日は近藤市長が出席しております。ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	《 あいさつ 》
事務局	続きまして、議事の進行につきましては、青山会長にお願いします。
会長	《 あいさつ 》
会長	最初に、傍聴者についてお諮りをします。本日の協議会の傍聴を希望される方はおられますか。
事務局	傍聴希望の方が2名おられます。
会長	それでは、傍聴の許可について、賛成の方は「挙手」をお願いします。
委員	《 挙手全員 》
会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、傍聴を許可します。
会長	《 傍聴者入室 》
会長	次に次第の2「議事録署名者の選任」についてですが、規則第9条の規定により議長が指名することとなっております。本日は、宮田委員、金山委員の二人をお願いします。
事務局	次第の3の議題「令和5年度日進市国民健康保険税について」事務局よりお願いします。
事務局	<p>本年度の第1回協議会におきまして、皆様にお諮りしましたように、令和3年度に作成した「国民健康保険税改定方針」に基づき、保険税については2年毎の引き上げとし、引き上げ時には負担増を軽減するために引き上げ幅を圧縮し、その部分に基金を活用するという方針についてご承認を得ているところであります。それを踏まえまして、本日は諮問書を提示させていただきます。</p> <p>それでは、諮問書を市長から会長にお渡しさせていただきます。</p> <p>市長をお願いします。</p> <p>委員の皆様のお手元には諮問書の写しを配付させていただいております。</p>
市長	《 市長「諮問書」を朗読 》
事務局	《 市長から会長へ「諮問書」を渡す 》
会長	ここで、市長は他に公務がありますので、一旦退席をさせていただきます。
会長	ただ今、市から協議会へ諮問を受けましたので、諮問事項「令和5年度日進市国民健康保険税について」の詳細について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 「令和5年度国民健康保険税について」資料に基づき、説明 》

会 長	<p>ただ今事務局から諮問事項の内容について説明がありました。</p> <p>前回第1回の時に、仮算定と本算定で多少納付金額は下がる可能性があるという説明がありましたが、納付金額が上がったという結果ということでした。とはいうものの、運用基金の不足には至らないと見込まれることから、事務局としては、</p> <p>①令和5年度については、改定方針に従い、国民健康保険税を、据え置きとする。</p> <p>②また、県の運営方針に従い、国の基準にあわせ賦課限度額については引き上げるということでした。</p> <p>ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>現行の保険税率が、標準保険料率からかなり乖離しているということは、理解しております。一人当たり保険税調定額における2万3千円弱の差を一気に解消するということは、被保険者にとってはとても負担が大きいことです。今後増税ということになると思うのですが、今回は据え置き、段階的に保険税率を見直すということは、被保険者の負担の軽減に配慮したものと考えています。</p>
委 員	<p>団塊の世代が後期高齢制度に概ね移行し終えるのは、令和6年ころだと思いますが、被保険者が移って減っていったときに、保険税率や基金の活用の推移に関して、どのような影響があるか、試算において考えているところがありますか。見込みはどうか。</p>
事務局	<p>団塊の世代が後期高齢者医療に移行することで、保険者として必要な保険給付費はその分下がりますので、事業納付金や標準保険料率は下がる方向に働きます。一方で、後期高齢者が増えるわけなので、保険者から後期高齢者制度への拠出額は増え、事業費納付金は上がる方へ働くということで、保険税や基金投入額にも影響はあります。しかしながら後期高齢者の窓口負担や賦課限度額の引き上げなど制度自体の見直しも含め、どの程度かというのは言い難いです。</p>
委 員	<p>試算については、毎年、その時点の状況から次年度の税率などを計算しますが、国保から後期へ移行する人は把握できても新たに国保に加入する人がどのくらいいて、どのくらいの所得なのかということは、把握が難しいところであり、試算も難しいところです。国の動向を注視しながら毎年こまめに今のような検証をしていくしかない状況です。</p>
委 員	<p>基金の運用を令和12年までやっていく計画ですが、令和6年度以降の状況で運用方法も変わってくる可能性がありますので、十分検討しながら進めていただければと思います。</p>
会 長	<p>委員がおっしゃる通り、年度ごとで被保険者の動向を確認しながら基金の運用に努めていただければと思います。</p>
委 員	<p>仮算定時点から、納付金が上がったとのことですが、これは県全体で上がっているという認識でよいですか。また、近隣の状況はどうなっていますか。</p>

事務局	資料の別紙1の表に愛知県全体が集める納付金額が2,042億6,099万4,953円と示されていますが、仮算定と比較すると県全体で、約13億1,000万円あがっています。本市は1,400万円増えたというところですが、県全体で増えている状況になります。
会長	一人当たりの納付金でいいますと仮算定に比べて本算定では、本市が1,084円上がっているところ、東郷町は1,026円、長久手市は1,005円、豊明市は1,274円上がっています。近隣市町についても1,000円から1,200円程度上昇しています。
委員	近隣の動向は気になるところです。近隣市は1,000円程度、本市と同様上昇しており、豊明市に比較すると日進市は多少抑えられているという状況だということです。
事務局	税率改正や賦課限度額引き上げについて、他の自治体の状況は把握されていますか。
事務局	令和5年度の保険税率についての尾張部18市の状況は、税率については18市のうち11市が引き上げ、本市を含めた5市が据え置き、2市が未定と聞いております。
委員	次に、賦課限度額については、18市のうち本市を含めた15市が令和5年度から引き上げ、3市が1年遅れの令和6年度からの引き上げ予定です。
事務局	賦課限度額の改正の影響についてお尋ねします。賦課限度額までいく人は、どのくらいの収入がある方ですか。
事務局	モデル世帯で例をあげますと、2人世帯の国保加入者の場合、所得で1,035万円、給与収入ですと1,230万円の方が対象になります。
会長 代読	本日欠席の委員から事前にご意見をいただいていますので、読み上げます。諮問内容の保険税の据え置き、賦課限度額の引き上げについては、異論はございません。
事務局	諸物価が高騰するなか、加入者にとって保険税の据え置きはホッとすることだと思いますが、本来は引き上げざるを得ないところを、基金の運用により2年ごとの引き上げ予定であること、医療費については、先回ご意見のあった適正な受診や、長期的な視点での保健事業について、加入者に伝わる効果的な広報を行っていただきたい。
事務局	また、今回資料はございませんが、日進市の担当課においては、保険税の収納、保険税軽減世帯の収入確認についてももしっかり取り組んでいただき、可能な収入の確保に努めていただきたい。
事務局	医療費適正化に向けての保健事業については、ご意見いただいた広報も含め、事業自体についてもより効果的な内容とするようしっかり取り組んでいきたいと考えています。
事務局	収納率につきましては、当日資料②をご覧くださいと思います。おもて面は国保の概要の抜粋で、収納率の推移になります。収納課と連携し収納率向上に努めています。裏面は令和3年度の県内自治体の状況、愛知県の運営方針では目標収納率が定められています。黄色の部分が目標の達していない自治体

	<p>です。本市は目標収納率に達していますが、引き続き収納率向上に努めてまいります。</p> <p>軽減世帯の収入確認につきましては、本市は収入が確認できない世帯については軽減を掛けていません。所得が把握でき、かつ、軽減に該当する世帯に適用しています。</p>
会 長	<p>市長の冒頭のご挨拶にありましたが、マイナンバーカードの保険証利用がスタートしております。医療費適正化の取り組みにも寄与するものと認識しています。マイナンバーカードの保険証利用の状況について事務局からご説明ください。</p>
事務局	<p>現在、本市の国保加入者でマイナンバーカードと保険証の紐づけをしている割合は、3人に1人です。一方で、医療機関においては、マイナ保険証利用に必要なカードリーダーの設置が進んでいます。保険者としては、本日お配りしたカラーチラシを国保加入手続きに来られた方へ配付して広報しています。</p>
会 長	<p>普及が進めば、市にとって交付税等について有利に働くと聞いておりますので普及に努めていただきたいと思います。</p> <p>顔認証付きカードリーダーを導入されている委員にお聞きしたいのですが、利用状況はいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>現在のところ一日当たり数件の利用がされています。普及が進むのはまだこれからではないかと思えます。私自身もマイナンバーカードを作りましたがまだ1回も使ったことがありません。持ち歩くことによる紛失の怖さもある。またクリニックの事務担当に聞いたところ、カードリーダーにマイナンバーカードを入れると、作動している間にレセプト用のコンピューターが停止してしまうような事象がある。メーカーにより違うのでしょうかけれども、データの入力ができなくなってしまうということがある。資格を確認する手間が省けるといところはよいと思えます。良い面悪い面があります。カードリーダーの医療機関への設置は義務付けされていますので、これから普及していくとは思いますが、まだ利用方法がわからない患者さんもおられるようです。</p>
会 長	<p>患者さんは高齢の方が多くでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。高齢者になると、自分でカードを出して認証する方法がやりにくいという方、ためらわれている方もおられるようです。高齢者にはカードの取り扱いが難しいという面もあるようです。プロパガンダをしっかりとっていく必要があると思えます。</p>
会 長	<p>欠席の委員へ事務局から質問をしたことに対して答えをいただいていますので代読いたします。</p> <p>《 事務局からの質問 クリニックの診療案内で予防に力を入れていらっしゃるという紹介を拝見しました。虫歯にならないためや、治療を最小限にするための予防の考え方や取り組みについてご意見いただけますでしょうか。 》</p>
会 長 代 読	<p>ご質問の件ですが、歯周病に関してはその治療と安定期治療、重症化予防処置を行い管理をしております。</p> <p>むし歯に関しては母乳育児がむし歯や悪い歯並びを抑制することなどが分</p>

	<p>かってきましたので、幼いころからの食習慣の知識提供はもちろん、助産師の母乳外来で産前からサポートしています。</p> <p>ちょうど今年に入って歯磨き粉の使い方の推奨も新しく出ましたので、市民の皆様にも啓発していきたく存じます。</p> <p>医療費の適正化につきましては、予防医療を行うと症状のない方にも予防的介入を行うこととなりますので、一般的に医療費は上がります。</p> <p>日本歯科医師会などの発信の方向性とは異なるかもしれませんが、歯科疾患の予防が全身疾患の予防となり、医療費を抑制するという考え方には僕は懐疑的です。</p> <p>あくまでも、歯が多い人は医療費が安いといった相関関係を示すものがあるだけで、歯が多いから医療費が安いという因果関係があるかは分かっていないからです。</p> <p>歯がたくさん残る人は元々健康的で、それを保つ生活習慣があるだけかもしれませんから。とはいえその可能性まで否定するつもりはありませんし、歯が健康に残せることはそれそのものに価値がありますので、費用はさておき市民のためにすべきことだと思っています。</p> <p>日進市はここ数年で母乳育児率が急速に低下してきており、高齢者だけでなく乳幼児の疾患抑制にも目を向けていただきたいと考えています。</p> <p>それでは、各委員さんからご意見ご質問、また欠席の委員からご意見ご回答もいただき、ご意見が出尽くしたようですので、まとめます。</p> <p>①税率については改定方針に従い、据え置きは適当であると認めます。</p> <p>②賦課限度額については、国基準と連動して改定することは適当であると認めます。</p> <p>③「医療費適正化の取組」について、要望事項にいれていただければと思います。</p> <p>このような内容で答申書にまとめてもらいたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>《 異議なし 》</p> <p>異議はないようですので、事務局より答申書の作成の進め方についての説明をお願いします。</p>
委 員	<p>答申書の作成についての進め方を、ご説明いたします。</p> <p>ただ今皆様から頂きました意見を取りまとめ、事務局の方で答申書の案を作成させていただきます。</p> <p>その後、委員の皆様にご確認いただき、会長から市長へ答申するという手順に進めさせていただきます。</p>
会 長	<p>それでは事務局で、答申書の案を作成していただきます。</p> <p>続いて、次第4の「報告事項」を、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>《 報告事項 出産育児一時金、軽減判定所得の引き上げについて、医科入院・外来、歯科の医療費の推移について 資料に基づき報告 》</p>
会 長	<p>ただ今の説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>

委 員	医療費の推移をみると、新型コロナウイルス感染症によって令和3年度が増えたということがいえますか。
事務局	保険給付費については毎年伸びていましたが、令和2年は受診控えにより抑えられていたため、令和3年が増加率が急に大きくなっているというところでは。
委 員	新型コロナウイルス感染症で陽性の患者さんの医療費負担は、自己負担分は国費となっているということによいですか。
事務局	はい、自己負担分以外の部分は保険者分は保険者が負担しているものですから、令和2年の外来の部分は歯科・入院とは別で微増になっているところに影響が出ているのかと思います。
委 員	従来の患者さんプラス、新型コロナウイルス感染症の患者さんが増えたので、その負担分もあり、令和3年度の伸びにつながっているのかと思われます。
会 長	おおよそ令和元年分と令和3年分を結んだ直線が令和4年度分になると思われるということですね。そのほかご意見はありますでしょうか。それでは、答申案ができるまで10分程度の休憩ということで、よろしくお祈いします。
	《 休憩 》
	《 答申書案を会長が確認し事務局が委員に配付 》
会 長	答申書の案ができましたので、委員の皆さんご確認をお願いします。
	答申書の案について、ご意見はありませんでしょうか。
	ないようですので、それでは、諮問事項について皆様方にお示しをした書面で、答申することについて、賛成の方の挙手をお願いします。
	《 全員賛成 》
会 長	ありがとうございました。お手元の書面どおり答申することと決定しました。それでは、市長へ答申しますので、事務局お願いします。
事務局	それでは、答申書に会長印の押印をお願いします。
会 長	《 答申書に会長印を押す 》
事務局	それでは、会長より市長へ答申していただきます。
	よろしくお祈いします。
会 長	《 答申書を朗読し、市長へ渡す 》
市 長	《 答申に対するお礼の言葉 》
事務局	ありがとうございました。市長・会長は、お席へお戻りください。
会 長	これで本日の全ての議事は終了しました。本協議会を閉会させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝を申し上げます。
	事務局へ進行をお返しします。
事務局	委員の皆様、本日は長時間にわたり、ご審議をありがとうございました。これにて本日の会議を終了とさせていただきます。お疲れ様でございました。
	(閉会 14時35分)